| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 一七九 | 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 二 |
| 一八〇 | 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 三 |
| 一八一 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 六 |
| 一八二 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 七 |
| 一八三 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 七 |
| 一八四 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件 | 二九 | 113 | 七 |
| 一八五 | 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件 | 二九 | 113 | 七 |
| 一八六 | 政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成三十年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件 | 二九 | 113 | 一四 |
| 一八七 | 平成二十九年総務省告示第三百三号の一部を訂正する件 | 二九 | 113 | 一五 |
| 一八八 | 市村の境界変更の件 | 三〇 | | 三 |
| 一八九 | 市町の境界変更の件 | 三〇 | | 三 |
| 一九〇 | 登録証明機関を登録した件 | 三一 | | 四 |
| 一九一 | 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分～平成二十八年分）を公表する件 | 三一 | 116 | 一三 |
| 一九二 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分・平成二十九年分）を公表する件 | 三一 | 116 | 一七 |
| 一九三 | デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件の一部を改正する件 | 三一 | 116 | 二二 |
| | **○総務省、農林水産省、国土交通省** | | | |
| 二 | 半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件 | 一四 | | 一 |
| 三 | 〃 | 三〇 | | 三 |
| | **○政治資金適正化委員会** | | | |
| 二六 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 二 | | 一 |
| 二七 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件 | 二 | | 一 |
| 二八 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 一八 | | 六 |
| 二九 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件 | 一八 | | 六 |
| 三〇 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 二三 | | 三 |
| 三一 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 二三 | | 三 |
| 三二 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件 | 二三 | | 三 |
| 三三 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 三〇 | | 三 |
| 三四 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件 | 三〇 | | 四 |
| | **○消防庁** | | | |
| 一〇 | 消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の主たる事務所の所在地及び確認の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件 | 七 | | 四 |
| | **○法務省** | | | |
| 一二六 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 一 | | 二 |
| 一二七 | 除籍の一部が滅失した件 | 八 | | 三 |
| 一三〇 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 八 | | 三 |
| 一三一―一三四 | 除籍が滅失した件 | 八 | | 三 |
| 一三五―一三七 | 戸籍が滅失した件 | 八 | | 三 |
| 一三八 | 日本国に帰化を許可する件 | 一四 | | 一 |
| 一三九 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 | 一六 | 104 | 八 |
| 一四〇 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 一七 | | 一 |
| 一四一 | 日本国に帰化を許可する件 | 一八 | | 六 |
| 一四二―一四五 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 | 一八 | | 七 |
| 一四六―一四八 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件 | 二二 | | 二 |
| 一四九 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 | 二二 | 108 | 七 |